

「古琉球」関連施設整備事業（染物・織物の体験・発信拠点）
基本計画及び管理運営計画策定支援業務委託 仕様書

この仕様書は、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）をもって、「古琉球」関連施設整備事業（染物・織物の体験・発信拠点）基本計画及び管理運営計画（以下、「本事業」という。）の業務委託を実施するにあたりその仕様を定めるものである。

1 事業目的

琉球びんがたや首里織などをはじめとする沖縄固有の染物や織物の職人の育成機能、製作体験機能、展示機能、観光情報発信機能を備えた施設を整備するための基本計画及び管理運営計画（案）策定の支援を実施するものである。
※施設整備予定地：那覇市首里当蔵町二丁目16番（沖縄県住宅供給公社 当蔵市街地住宅跡地）

2 実施主体

業務委託を実施するため、下記の組織体制を構築すること。

- (1) 染物・織物の伝統工芸の拠点として、地域に根差した施設とするため、計画策定段階から設計や需要調査等の専門家を配置した組織とすること。
- (2) 施設の維持管理や運営の計画を定めるため、経営コンサル等の専門家を配置した組織とすること。

3 委託業務内容

委託の内容は下記のとおりとする。

(1) 基本計画策定支援

拠点施設整備の目的を整理し、甲が求める施設の規模や機能構成、ゾーニング、イメージパース作成及び施設整備費用の概算、整備スケジュール、必要な許認可や法令手続きの洗い出し等を盛り込んだ施設整備基本計画（案）を策定すること。

(2) 管理運営計画策定支援

①管理計画

拠点施設の維持管理事項（各種設備に係る保守点検、警備・清掃、修繕計画等）及びその経費の概算などを盛り込んだ管理計画（案）を策定すること。

②運営計画

拠点施設の持続的な維持・経営を可能とするための運営体制、必要な需要調査・分析、各種事業計画、収入確保策等を含めた収支計画、広報・宣伝計画、リスク管理などを盛り込んだ運営計画（案）を策定すること。

③その他

ア 計画策定においては、施設整備予定地周辺住民や関係団体との意見交換会を開催し、地域との連携可能性について整理・検討を行うこと。

イ 甲と緊密に連絡を取り、十分な協議や意見交換を行い、業務を進めること。

4 成果品

次のものを提出すること。

(1) 基本計画

①報告書：A 4版(一部カラー、ドッチファイル) 2部(正・副本)

②本業務に関する電子データ

(2) 管理運営計画

①報告書：A 4版(一部カラー、ドッチファイル) 2部(正・副本)

②本業務に関する電子データ

5 業務執行体制

本業務の執行体制は、次のとおりとする。

(1) 業務主任者を配置すること。

(2) 業務主任者は、県内に居住し、甲と直接連絡調整ができる者を配置すること。

(3) 需要予測等の調査実績を有する者を配置すること。

(4) 一級建築士の資格を有する者を配置すること。

(5) 伝統工芸産業の経営支援に関する事業の受託実績を有する者を配置すること。

6 その他

(1) 資料の提出及び説明等の協力について

本業務は沖縄振興特定事業推進費民間補助金を活用するものであり、補助金の適正な執行を確認するため、本成果品以外にも、必要に応じて資料の作成やエビデンスを求める場合がある。その際は求めに応じ積極的に協力すること。

(2) 帳簿等の整備及び保存等について

本業務に係る経理を明らかにした帳簿、その他の支出の事実を証明する書類を整備し、当該事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存するとともに写しを提出すること。

(3) 業務終了時の対応について

契約の履行期間終了、全部もしくは一部解除、又はその他契約終了事由の如何を問わず乙による担任業務が終了する場合は、甲が、継続して業務を遂行できるよう誠意をもって引き継ぎを行い協力すること。

なお、その際に必要なデータは無償で提供すること。

(4) 瑕疵担保責任

本業務の成果品に対する瑕疵の取り扱いについて、不良等を発見した場合は、速やかに無償で是正しなければならない。

(5) 業務成果の帰属性

ア 成果品について

本業務で取得した全ての成果品は、甲へ帰属するものとする。

イ 著作権の帰属

本業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く。）に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、甲へ帰属するものとする。

ウ 著作権の処理

本業務の実施による成果品は、画像等の著作権上の権利関係を済ませた上で納入する。また、それらに関する紛争が生じた場合は、乙の責任において対応するものとし、甲は責任を負わない。

(6) 業務適用範囲の確認

本仕様書に記載のない事項であっても、社会一般に実施される業務項目は、本件業務の範囲とする。なお、当該項目について疑義があるときは、乙は甲と協議することができる。